

# 鳥取県設計業務等委託料算定基準

平成28年5月

## 目 次

第1章 設計業務委託料の算定	2
1. 基本事項	
2. 設計業務委託料の算定	
3. 設計業務等委託料の積算に関する事項	
第2章 業務人・時間数の積算方法	7
1. 共通	
2. 設計業務に関する算定方法1（床面積に基づく積算方法）	
3. 設計業務に関する算定方法2（改修工事・図面目録に基づく算定方法）	
4. 耐震改修設計に関する業務（以下「耐震改修設計業務」という。）に関する算定方法(床面積に基づく算定方法)	
5. 設計意図伝達業務に関する算定方法	
6. 工事監理業務に関する算定方法	
7. 耐震診断業務に関する算定方法	
8. 建築解体設計業務委託料及び解体工事監理業務委託料の算定	
9. 解体工事監理業務委託料の算定	
10. 地質調査業務委託料の算定	
11. 工損調査業務委託料の算定	
第3章 対象外業務率の考え方	17
1. 対象外業務率を設定できる条件	
2. 対象外業務率の設定の考え方	

# 第1章 設計業務委託料の算定

## 1. 基本事項

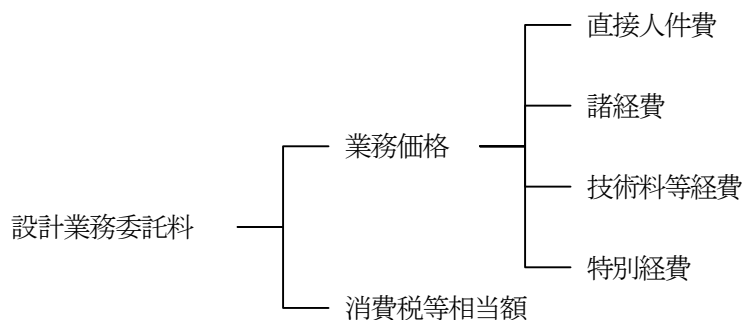
この章で示す基準は、鳥取県が発注する公共建築物の工事に係る基本設計及び実施設計（設計意図伝達業務を含む。）を外注する場合の設計業務委託料の積算の標準的な方法について、平成21年国土交通省告示第15号の考え方にに基づき必要な事項を定める。

この場合において、直接人件費、諸経費、技術料等経費及び特別経費には消費税等に相当する額は含まないものとする。

## 2. 設計業務委託料の算定

### 2.1 設計業務委託料の構成

設計業務委託料の構成は次のとおりとし、下記の式により積算する。



### 2.2 設計業務委託料を構成する費用の内容

#### (1) 直接人件費

直接人件費は、設計業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の1時間当たりの額に当該業務に従事する延べ時間数を乗じて得た額の総和とする。

#### (2) 諸経費

諸経費は、設計業務の履行に当たって通常必要となる直接人件費以外の経費であって直接経費と間接経費で構成される。

##### ア 直接経費

直接経費は、成果図書等の印刷製本費、複写費、交通費等設計業務に関して直接必要となる費用（特別経費を除く。）の合計額とする。

##### イ 間接経費

間接経費は、建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（直接人件費、特別経費及び直接経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

#### (3) 技術料等経費

技術料等経費は、設計業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

(4) 特別経費

特別経費は、特許使用料その他の発注者の特別の依頼に基づいて必要となる費用及び設計等の業務に附随して行う検査を第三者に委託する場合における当該検査に係る費用の合計とする。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、設計業務に課される消費税等の額とする。

## 2. 3 設計業務等委託料の積算

設計業務等委託料は次式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{(設計業務等委託料)} &= \text{(直接人件費)} + \text{(諸経費)} + \text{(技術料等経費)} \\ &\quad + \text{(特別経費)} + \text{(消費税等相当額)} \\ &= \text{(業務価格)} \times \{1 + \text{(消費税等率)}\} \end{aligned}$$

## 2. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定

(1) 直接人件費

直接人件費は、当該委託業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$\text{(直接人件費)} = \Sigma \{ \text{(業務人・時間数)} \times \text{(直接人件費単価)} \}$$

業務人・時間数は、公共建築設計業務委託共通仕様書（平成26年4月。以下「設計業務共通仕様書」という。）及び特記仕様書に記載する業務の履行に当たって必要となる技術者の労務の数量をいい、「4 業務人・時間数の算定」により算出する。

直接人件費単価は、通常的设计では国土交通省で公表している「設計業務委託等技術者単価」における「技師C」の基準日額を8時間で除した単価とする。（有効数字3桁、切り捨て）

(2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$\text{(諸経費)} = \text{(直接人件費)} \times \text{(諸経费率)}$$

なお、諸経费率は100%とする。

(3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

$$\text{(技術料等経費)} = \{ \text{(直接人件費)} + \text{(諸経費)} \} \times \text{(技術料等経费率)}$$

なお、技術料等経费率は、20%を標準とする。

(4) 特別経費

特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$\text{(消費税等相当額)} = \text{(業務価格)} \times \text{(消費税等率)}$$

### 3. 設計業務等委託料の積算に関する事項

#### 3. 1 業務人・時間数

(1) 設計業務共通仕様書を適用して設計に関する業務（以下「設計業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（設計業務共通仕様書第2章（1）に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（設計業務共通仕様書第2章（2）に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、(イ)に掲げる業務は一般業務の範囲に含まれ、(ロ)及び(ハ)に例示する業務は追加業務の範囲となるものとする。

(イ) 一般業務に含まれる業務

- ・委託業務の履行にあたって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）
- ・委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる図書の作成に係る業務（第2章4. の算定方法による場合の計画通知又は確認申請に必要な図書の作成に係る業務は除く。）
- ・工事費概算書の作成

(ロ) 第2章2. 及び3. の算定方法による場合の追加業務となる業務の例

- ・積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴集、見積検討資料の作成）
- ・透視図作成等
- ・模型製作等
- ・計画通知又は確認申請に関する手続業務（必要な図書の作成は含まない。）
- ・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
- ・リサイクル計画書の作成
- ・概略工事工程表の作成
- ・営繕事業広報ポスターの作成
- ・災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第73条第1官庁施設の設計業務等積算要領項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の作成に係る業務

(ハ) 第2章4. の算定方法による場合の追加業務となる業務の例

(ロ) のほか、次に掲げる業務とする。

- ・計画通知又は確認申請に必要な図書の作成に係る業務
- ・既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）が現存しない場合における耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。）第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）に係る設計（以下「耐震改修設計」という。）に必要な設計図書の復元に係る業務
- ・耐震改修設計に係る成果図書に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する建築物の耐震改修の計画の作

## 成に係る業務

(2) 耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断をいう。）に関する業務（以下「耐震診断業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、平成27年国土交通省告示第670号別添一第1項に掲げるもの（以下「耐震診断一般業務」という。）及び契約書並びに質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書（以下「契約図書」という。）等に定められ、耐震診断一般業務に含まれない業務（以下「耐震診断追加業務」という。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、(イ)に例示する業務は耐震診断追加業務の範囲となるものとする。

(イ) 耐震診断追加業務となる業務の例

- ・既存の建築物の設計図書が現存しない場合における耐震診断に必要な設計図書の復元に係る業務
- ・非構造部材及び設備機器の耐震診断に係る業務
- ・実地調査において建築物の現況が設計図書等と整合していないこと、石綿を含有する被覆材が使用されていること、建築材料の劣化状況が著しいこと等が判明した場合における当該実地調査に追加的に行う調査に係る業務
- ・木造の建築物における白蟻による被害に関する調査に係る業務
- ・耐震診断の結果に関する専門機関による評価の取得に係る業務
- ・建築関係法令への適合性の確認に係る業務（耐震診断一般業務に係る業務内容を除く。）

(3) 公共建築工事監理業務委託共通仕様書（以下「工事監理業務共通仕様書」という。）を適用して工事監理に関する業務（以下「工事監理業務」という。）を委託する場合、直接人件費の算定に用いる業務人・時間数は、一般業務（工事監理業務共通仕様書第2章2.1に規定する一般業務をいう。以下同じ。）及び追加業務（工事監理業務共通仕様書第2章2.2に規定する追加業務をいう。以下同じ。）の実施のために必要となる業務人・時間数とする。

なお、次に例示する業務は、追加業務の範囲となるものとする。

- ・完成図の確認
- ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務

(4) やむを得ない事情により設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務を分割して委託する場合、分割された各業務に係る業務人・時間数は、設計業務、工事監理業務又は耐震診断業務の全体の業務人・時間数をもとに、分割された各業務の内容に応じて算定する。

(5) 複数年度にわたる工事を対象とする設計業務のうち設計意図を正確に伝えるための業務（以下「設計意図伝達業務」という。）及び工事監理業務の各年度の業務人・時間数は、当該工事全体に対するこれらの業務に係る業務人・時間数をもとに、各年度の業務の出来高を勘案して算定する。

### 3. 2 直接人件費単価

直接人件費単価は、業務に従事する技術者の業務能力に応じたものとする。

なお、第2章に示す算定方法は、一級建築士取得後3年未満若しくは二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験を有する者又は大学卒業後5年以上相当の能力を有する者が業務に従事することを想定した業務人・時間数を算定するものとなっている。この場合の直接人件費単価は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」における技術者の職種「技師C」の単価を用いることができるものとする。

### 3. 3 床面積の合計及び工事費

(1) 第2章2.2、4.2、6.2又は7.2における床面積の合計は、設計、工事監理又は耐震診断の対象とする建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計とする。なお、第2章2.2の算定方法による場合は、計画上の床面積の合計を用いることができるものとする。

(2) 第2章3.2における工事費は、委託業務の対象となる建築改修工事又は設備改修工事の工事費とし、消費税等相当額及び設計の対象にならない部分の経費（敷地調査費、負担金等）を除いたものとする。なお、設計業務等委託料の算定に当たっては、計画上の工事費を用いることができるものとする。

### 3.4 諸経費率

諸経費率は、1.0を標準とする。

### 3.5 技術料等経費率

技術料等経費率は、0.2を標準とする。

### 3.6 特別経費

特別経費には、契約保証料、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への業務カルテ登録料等が含まれる。

## 4. 契約変更の扱い

- (1) 発注者の責めに帰すべき事由により、委託業務の条件若しくは内容に追加又は変更が生じた場合は、所要の業務人・時間数を算定する。
- (2) 計画上の床面積の合計又は工事費が変更された場合を除き、設計業務の成果図書に基づく床面積の合計又は工事費と、当初の設計業務等委託料の積算に用いた床面積の合計又は工事費との差による業務人・時間数の変更は行わないことができるものとする。
- (3) 契約変更における設計業務等委託料は、変更対象の業務価格に、当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を、当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率を乗じた額に、消費税等相当額を加えた額とする。

## 第2章 業務人・時間数の算定方法

### 1. 共通

業務人・時間数は、次式により算定する。なお、7. に関しては、一般業務を耐震診断一般業務に、追加業務を耐震診断追加業務にそれぞれ読み替える。

$$(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) = (\text{一般業務に係る業務人} \cdot \text{時間数}) + (\text{追加業務に係る業務人} \cdot \text{時間数})$$

一般業務に係る業務人・時間数及び追加業務に係る業務人・時間数については、2. から7. に定めるもののうち委託業務の内容等に対応する方法を標準として算定することができる。

### 2. 設計業務に関する算定方法1(床面積に基づく算定方法)

#### 2. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、建築物の新築工事の設計業務を委託する場合に適用する。

#### 2. 2 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(1) 一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定別表1-1に掲げる建築物の類型に応じて別表1-2に掲げる算定式により算定する。

(2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 次式により算定する。ここで、「対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} & (\text{一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人} \cdot \text{時間数}) \\ & = (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人} \cdot \text{時間数}) \\ & \quad \times (1 - (\text{対象外業務率})) \end{aligned}$$

(ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。

(ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

(ニ) 設計意図伝達業務を独立して委託する場合の業務人・時間数の算定については、5. を参照。

(3) 特殊要因による補正

建築物、その敷地等が(イ)又は(ロ)の表に掲げる特殊要因に該当する場合は、構造設計又は設備設計に係る業務人・時間数を、それぞれ該当する特殊要因に係る係数により補正する。



(イ) 構造設計について特殊要因により業務人・時間数を補正する場合

補正対象とする主な特殊要因	標準補正係数
① 敷地が次に該当する場合 ・構造設計に相当程度影響のある軟弱な地盤である場合 ・構造設計に相当程度影響のある高低差がある場合 等	業務人・時間数に 1.2 を乗じる
② 平面が次に該当する場合 ・アトリウム、ピロティ等を有することが計画上明らかである場合等	業務人・時間数に 1.3 を乗じる
③ ①及び②のいずれにも該当する場合	業務人・時間数に 1.4 を乗じる

(ロ) 設備設計について特殊要因により業務人・時間数を補正する場合

補正対象とする主な特殊要因	標準補正係数
・中央管理方式の空気調和設備を有することが計画上明らかな場合 ・スプリンクラー設備を有することが計画上明らかな場合	業務人・時間数に 1.4 を乗じる

## 2. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、(1)又は(2)に掲げる業務を追加業務とする場合は、それぞれ(1)又は(2)により当該業務に係る業務人・時間を算定することができるものとする。

### (1) 積算業務

成果図書に基づく積算業務として次に掲げる内容の業務を委託する場合は、次式によりこれに係る業務人・時間数を算定する。

- ・積算数量算出書の作成
- ・単価作成資料の作成
- ・見積徴集
- ・見積検討資料の作成

$$(\text{積算業務に係る業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.15$$

ただし、上記式において実施設計に係る業務人・時間数は、一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に、別表2-2に掲げる実施設計に関する業務細分率の合計を乗じ、2.2(3)(イ)に定める構造設計に係る特殊要因による業務人・時間数の補正については、表中①に該当する場合の補正のみを行ったものとする。

### (2) 計画通知又は建築確認申請に関する手続業務

計画通知又は確認申請に関する手続業務を追加業務とする場合、構造計算適合性判定に係る手続きの有無に応じて、次に掲げるいずれかの業務人・時間数を計上する。

- ・構造計算適合性判定が必要な場 24人・時間
- ・その他の場合 16人・時間

### 3. 設計業務に関する算定方法2(改修工事・図面目録に基づく算定方法)

#### 3. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用して図面目録を作成し、改修工事の設計業務を委託する場合で、一般業務の内容を基本設計の成果に相当する図面等に基づいて行う実施設計とする場合に適用する。

なお、基本設計に該当する業務を含めて委託する場合は、これに係る業務人・時間数を業務内容の実情に応じて別に計上することにより、この算定方法によることができる。

#### 3. 2 一般業務(ここでは実施設計のみを対象とする。)に係る業務人・時間数の算定

- (1) 一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定  
一般業務に係る業務人・時間数は、図面目録に掲げられた図面1枚毎に算定した業務人・時間数の合計とし、次式により算定する。

$$\begin{aligned} & (\text{一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & = \Sigma (\text{一般業務をすべて委託する場合の図面1枚毎の業務人・時間数}) \end{aligned}$$

- (2) 一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定

- (イ) 一般業務の一部を委託しない場合の業務人・時間数は、次式により算定する。

ここで、「図面1枚毎の対象外業務率」とは、契約図書等の定めにより、実施設計に係る一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、図面1枚毎について、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合をいう。

$$\begin{aligned} & (\text{一般業務の一部を委託しない場合の一般業務に係る業務人・時間数}) \\ & = \Sigma \{ (\text{一般業務をすべて委託する場合の図面1枚毎の業務人・時間数}) \\ & \quad \times (1 - (\text{図面1枚毎の対象外業務率})) \} \end{aligned}$$

- (ロ) 対象外業務率の設定に当たり使用する業務細分率は別表2-2によることができるものとする。

- (ハ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

- (3) 一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る図面1枚毎の業務人・時間数の算定

図面1枚(大きさは、841mm×594mm(A1版型)を標準とする。)当たりの作成に必要な業務人・時間数は、建築改修工事分、設備改修工事分のそれぞれについて、(イ)又は(ロ)に掲げる算定式により算定する。なお、算定式中の複雑度については、別表2-1により図面1枚毎に設定することができる。また、算定式中の換算人・時間数については、(ハ)又は(ニ)により算定する。

- (イ) 建築改修工事分の設計に必要な図面1枚毎の業務人・時間数

業務人・時間数

$$= \frac{(\text{換算人・時間数1} \times \text{実施設計業務に関する細分率の合計})}{(\text{算定係数1} \times \text{建築改修相当工事費}^{\wedge} 0.4625)} \times \text{複雑度}$$

- (ロ) 設備改修工事分の設計に必要な図面1枚毎の業務人・時間数

業務人・時間数

$$= \frac{(\text{換算人・時間数2} \times \text{実施設計業務に関する細分率の合計})}{(\text{算定係数2} \times \text{設備改修相当工事費}^{\wedge} 0.5176)} \times \text{複雑度}$$

(ハ) 換算人・時間数1の算定

(イ) の「換算人・時間数1」は、委託業務の対象である改修工事のうち建築改修工事分の工事費から次式により得られた値を床面積の合計と見なして、2. 2により算定した「総合」及び「構造」の設計の業務人・時間数の合計とする。

$$\text{見なし床面積} = \left[ \frac{\text{建築改修相当工事費}}{\text{算定係数3}} \right] ^{1.0756}$$

(ニ) 換算人・時間数2の算定

(ロ) の「換算人・時間数2」は、委託業務の対象である改修工事のうち設備改修工事分の工事費から、次式により得られた値を床面積の合計と見なして、2. 2により算定した「設備」の設計の業務人・時間数とする。

$$\text{見なし床面積} = \left[ \frac{\text{設備改修相当工事費}}{\text{算定係数4}} \right] ^{0.90638}$$

(注1) 算定係数1から4は工事費単価の変動に応じて設定する。

(注2) (イ) から (ニ) に掲げる算定式の工事費は、金額を千で除した値とする。

(4) 図面目録の作成に当たり、全体の図面枚数は以下の算定式を参考に算出することができる。

なお、以下の算定式による場合、類似業務の実績等を踏まえ、適切に調整するものとする。

また、小規模の工事でも広範囲に及ぶ調査を要する場合など、実際に必要な業務量を十分に把握した上で業務を加算すること。

(ア) 建築改修工事（設備一式設計含む。屋根・防水・外壁等単独設計除く。）

$$\text{図面枚数（標準）} = 0.0069 \times (\text{工事費（円）}) ^{0.4842}$$

(イ) 建築単独工事（屋根・防水・外壁等）

$$\text{図面枚数（標準）} = 0.0521 \times (\text{工事費（円）}) ^{0.333}$$

(ウ) 設備改修工事

$$\text{図面枚数（標準）} = 0.0004 \times (\text{工事費（円）}) ^{0.6438}$$

※機器費が工事費の大半を占める場合は、工事費を調整することができる。

### 3. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

追加業務に係る業務人・時間数は、2. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、積算業務に係る業務人・時間数を2. 3（1）に定める式より算定する場合、同式中の「実施設計に係る業務人・時間数」は、3. 2（1）により算定される「一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数」とする。

また、必要に応じて現地調査の業務を算定するものとする。

## 4. 耐震改修設計に関する業務（以下「耐震改修設計業務」という。）に関する算定方法(床面積に基づく算定方法)

### 4. 1 適用

この算定方法は、設計業務共通仕様書を適用し、床面積の合計が別表1－3に掲げる建築物の構造耐力上主要な部分の耐震改修設計の一般業務のうち基本設計及び実施設計に関する業務を、耐震診断業務を行った建築士事務所等に委託する場合で、構造に係る業務人・時間数を算定する場合に適用する。

なお、他の建築士事務所等が行った耐震診断の結果を用いて耐震改修設計業務を行う場合は、当該要因に係る追加業務を設定し、これに係る業務人・時間数を計上することによりこの算定方法によることができるものとする。

### 4. 2 一般業務（ここでは構造に係る基本設計及び実施設計を対象とする。）に係る業務人・時間数の算定

別表1－3に掲げる算定式により算定する。

なお、別表1－3に掲げる適用規模範囲外（ $S < 500 \text{ m}^2$ 、 $S > 7500 \text{ m}^2$ ）の耐震改修設計業務に関する算定については、旧基準、実費加算法または見積もり等を用いて算出するものとする。

また、適用範囲内外によらず、応答解析を必要とする構造など特殊な構造物に係る業務にあつては、この基準によらず、見積もり等実状に応じて算出し、必要に応じて現地調査の業務を算定するものとする。

### 4. 3 追加業務に係る業務人・時間数の算定

2. 3に準じ、業務内容の実情に応じて算定する。

なお、4. 2の方法で算定される業務人・時間数には、基本設計及び実施設計に係る業務人・時間数が含まれるので、2. 3（1）の算定方法により積算業務に係る業務人・時間数を算定する場合は、業務の実情に応じて実施設計のみに係る業務人・時間数を算定のうえ算定する。

## 5. 設計意図伝達業務に関する算定方法

### 5. 1 適用

この算定方法は、設計業務の受注者に、当該設計業務の対象である工事に係る設計意図伝達業務を委託する場合に適用する。

### 5. 2 業務人・時間数の算定

(1) 設計意図伝達業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき算定する。

(2) (1) によるほか、2. の算定方法を用いる場合は、別表2－2に掲げる基本設計に関する業務細分率及び実施設計に関する業務細分率を用いて対象外業務率を設定し、一般業務に係る業務人・時間数を算定するとともに、業務内容の実情に応じて追加業務に係る業務人・時間数を算定する。

## 6. 工事監理業務に関する算定方法

### 6. 1 適用

この算定方法は、工事監理業務共通仕様書を適用し、工事監理業務を委託する場合に適用する。

### 6. 2 新築工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

#### (1) 一般業務に係る業務人・時間数の算定

(イ) 一般業務に係る業務人・時間数は、次式により算定する。

$$\begin{aligned} & \text{(一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & = \text{(一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数)} \\ & \quad \times (1 - \text{(対象外業務率)}) \end{aligned}$$

ここで、一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数は、別表1-1に掲げる建築物の類型に応じて別表1-2に掲げる算定式により算定する。

また、「対象外業務率」とは、会計法（昭和22年法律第35号）に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、契約図書等の定めにより、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務がある場合に、当該範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数に占める割合とする。

(ロ) 対象外業務率の考え方は第3章を参照。

#### (2) 特殊要因による補正

2. 2 (3) に準じ、建築物、その敷地等に係る特殊要因に応じて補正する。

### 6. 3 改修工事の工事監理業務の一般業務に係る業務人・時間数の算定

一般業務に係る業務人・時間数は、契約図書等に定められた業務内容に基づき、工期、改修工事の内容（工事種目、工種数等）、規模（対象面積・階数等）、施工条件（入居者の有無、作業時間の制約等）等の条件を勘案して算定する。

### 6. 4 追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

なお、新築工事の工事監理業務において、完成図の確認を追加業務とする場合の業務人・時間数は、

6. 2 (1) により算定した業務人・時間数に、建築工事（総合及び構造の合計）及び設備工事の別に、別表2-6に掲げる追加業務率を乗じることにより算定することができるものとする。

## 7. 耐震診断業務に関する算定方法

### 7. 1 適用

この算定方法は、床面積の合計が別表1-4に掲げられた建築物の耐震診断一般業務のすべてを委託する場合に適用する。

### 7. 2 耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定

耐震診断一般業務に係る業務人・時間数は、別表1-4に掲げる算定式により算定する。

なお、別表1-4に掲げる適用規模範囲外（ $S < 500 \text{ m}^2$ 、 $S > 7500 \text{ m}^2$ ）の診断業務に関する算定については、旧基準、実費加算法または見積もり等を参考に算出するものとし、別表1-4に掲げる式により得られる値と差が生じないように考慮するものとする。

また、適用範囲内外によらず、応答解析を必要とする構造など特殊な構造物に係る業務にあつては、この基準によらず、見積もり等実状に応じて算出するものとする。

### 7. 3 耐震診断追加業務に係る業務人・時間数の算定

業務内容の実情に応じて算定する。

## 8. 建築解体設計業務委託料及び解体工事監理業務委託料の算定

### 8. 1 適用

この章で示す基準は、鳥取県が発注する小規模・中規模程度の建築物（延べ面積が概ね100㎡以上、3,000㎡未満）の解体工事に係る設計及び工事監理業務を外注する場合の委託料算定の標準的な方法について定める。

この場合において、直接人件費、諸経費、技術料等経費及び特別経費には消費税等に相当する額は含まないものとする。

### 8. 2 解体設計業務委託料の構成

第1章第2の1に準ずる

### 8. 3 解体設計業務委託料を構成する費用の内容

第1章第2の2に準ずる

### 8. 4 解体設計業務委託料を構成する費用の算定

#### (1) 直接人件費

直接人件費は、当該委託業務に直接従事する技術者の業務人・日数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = (\text{標準業務人・日数}) \times (\text{直接人件費単価})$$

業務人・日数は、設計業務共通仕様書及び特記仕様書に記載する業務の履行に当たって必要となる技術者の労務の数量をいい、「4 業務人・日数の算定」により算出する。

直接人件費単価は、通常的设计では国土交通省で公表している「設計業務委託等技術者単価」における「技師C」の基準日額とする。

#### (2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

なお、諸経費率は92%とする。

#### (3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

$$(\text{技術料等経費}) = \{(\text{直接人件費}) + (\text{諸経費})\} \times (\text{技術料等経費率})$$

なお、技術料等経費率は、20%を標準とする。

#### (4) 特別経費

特別経費は、以下の項目について必要に応じて別途算定する。

ア 測量費（平板測量等）

イ 土質試験等

ウ 近隣家屋調査費

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$$

## 8. 5 業務人・日数の算定

### (1) 業務人・日数の算定

#### ア 算定式

標準業務人・日数は、打ち合わせ、現地調査、図面作成、数量積算、内訳書作成等の業務及びこれらに付帯する業務に係る業務人・日数であり、次式により算定する。

<p>棟別に算出</p> $\text{標準業務人・日数} = 5 + \{(5 \times \alpha) + (0.4 + 0.05 \times \alpha) \times \text{難易度} \times \sqrt{\text{延べ面積} \times \text{階数}}\}$
--

$\alpha$  : 図面の有無による係数

$\alpha$  は、対象とする建築物の設計図書が全く存在しない場合を 1.0 として、下表に掲げる割合  $\beta$  を積み上げた値を 1.0 から減じた値を上限とする。

提供可能な図面	割合 $\beta$
意匠図 (各階平面、断面、矩計図等)	0.3
構造図 (杭伏図、基礎伏図、各階伏図、軸組図等)	0.5
配置図 (建物配置、外構、その他付属工作物等が判別できる図面)	0.05
仕上げ表 (内部、外部の各仕上げが判別できる図面)	0.05
電気設備図面 (屋内外の電気設備機器、配管、配線等の位置、規格、数量が判別できる図面)	0.05
機械設備図面 (屋内外の空調衛生設備機器、配管等の位置、規格、数量が判別できる図面)	0.05
合計	1.00

(例. 意匠図と構造図のみ提供が可能な場合  $\alpha = 1 - \beta = 1 - (0.3 + 0.5) = 0.2$ )

#### イ 敷地内に複数の建築物がある場合の取り扱い

(ア) 同一平面、同一形状の複数の建物を同時に解体する工事に係る設計業務にあつては、算定式における延べ面積は 1 棟当たりの値とし、(2) ウに示す難易度を乗じて業務人・日数を算定する。

(イ) 100㎡未満の付属建物は、簡易建物を除き、他の棟の面積に算入するものとし、合算した面積により業務人・日数を算定する。

(ウ) 原則として、100㎡未満のプレハブ造の自転車置場、倉庫等の簡易建物については、業務人・日数の算定において延べ面積に算入せず、付帯業務として見なす。

(2) 難易度

難易度は次のアからウに掲げる設計条件による各難易度を乗じて得られた値とする。

$$\text{(難易度)} = \text{(構造難易度)} \times \text{(建物形状難易度)} \times \text{(同一建物に係る難易度)}$$

ア 構造難易度

区分	構造難易度
鉄骨鉄筋コンクリート造	1.1
鉄筋コンクリート造	1.0
鉄骨造	0.95
木造	0.9
簡易建物 (プレハブ等)	0.9

イ 建物形状難易度

区分	建物形状難易度
単純 (整形)	1.0
複雑 (吹抜有り等)	1.1

ウ 同一建物に係る難易度

同一平面、同一形状の建物を複数、同時に解体する工事に係る設計業務にあつては、複数棟を1棟として見なし、2棟目以降について下表の係数を加算して算定する。

区分	難易度
1棟目	1.0
2棟目以降	0.5

(例. 同一建物4棟を解体する場合：同一建物に係る難易度 =  $1.0 + 0.5 \times 3 = 2.5$ )



## 9. 解体工事監理業務委託料の算定

### 9-1 解体工事監理業務委託料の構成

第3章第2の1に準ずる。

### 9-2 解体工事監理業務委託料を構成する費用の内容

第3章第2の2に準ずる。

### 9-3 解体工事監理業務委託料を構成する費用の算定

第3章第2の3に準ずる。

ただし、特別経費については業務内容の実態に応じて算定する。

### 9-4 業務人・日数の算定

#### (1) 業務人・日数の算定

##### ア 算定式

標準業務人・日数は、現地立会、施工計画、施工図等の承諾、質疑応答、設計変更内訳書作成等の業務に係る業務人・日数であり、棟別に次式により算定する。

$$\text{標準業務人・日数} = 4 + 0.2 \times \text{難易度} \times \sqrt{\text{延べ面積} \times \text{階数}}$$

##### イ 難易度

第2の4(2)による。

## 10. 地質調査業務委託料の算定

鳥取県が発注する公共建築物の工事に係る地質調査業務を外注する場合において、業務委託料の積算の標準的な方法については、鳥取県県土整備部「業務関係積算基準及び標準歩掛」を適用する。

## 11. 工損調査業務委託料の算定

鳥取県が発注する公共建築物の工事に係る工損調査業務を外注する場合において、業務委託料の積算の標準的な方法については、鳥取県県土整備部「業務関係積算基準及び標準歩掛」を適用する。

## 第3章 対象外業務率の考え方

### 1. 対象外業務率を設定できる条件

#### 1. 1 設計業務の対象外業務率

対象外業務率は、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 1又は2. 2に定めるところにより設定することができるものとする。

#### 1. 2 工事監理業務の対象外業務率

対象外業務率は、会計法に基づく監督業務の一部として発注者が行う業務を含め、一般業務の業務内容のうち委託業務の範囲外となる業務があることについて契約図書等に定めがある場合に限り、2. 3の定めるところにより設定することができるものとする。

### 2. 対象外業務率の設定の考え方

#### 2. 1 設計業務の対象外業務率(第2章2. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に委託業務の範囲外となる業務が一般業務をすべて委託する場合の業務人・時間数に占める割合(以下「項目別対象外業務率」という。)を、0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができるものとする。

なお、標準的な項目別対象外業務率は別表2-4によることができるものとする。

#### 2. 2 設計業務の対象外業務率(第2章3. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、図面目録に掲げられた各図面について、別表2-2に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき図面1枚毎の対象外業務率を設定することができるものとする。

なお、発注者が既存図面、その電子データ等を受注者に提供する場合に、その利用により設計図書の作成に係る業務人・時間数が低減される場合についても、その低減分を項目別対象外業務率又は図面1枚毎の対象外業務率として設定することができるものとする。

また、標準的な項目別対象外業務率は別表2-4によることができるものとする。

#### 2. 3 工事監理業務の対象外業務率(第2章6. の算定方法による場合)

契約図書等の定めに基づき、別表2-3に掲げる業務内容の項目毎に項目別対象外業務率を0を超え1. 0以下の範囲で設定し、それに基づき業務全体の対象外業務率を設定することができる。

工事監理業務委託仕様書を適用する場合に、別表2-3に掲げる業務内容の項目に関して標準的に委託業務の範囲外となる業務は、(1)及び(2)に掲げるとおりであり、標準的な項目別対象外業務率は別表2-5によることができるものとする。

##### (1) 標準的に委託業務の範囲外となる業務内容の項目

- ・請負代金内訳書の検討及び報告
- ・工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
- ・工事期間中の工事費支払い請求の審査
- ・最終支払い請求の審査

##### (2) 標準的に一部が委託業務の対象外となる業務内容の項目

- ・「設計図書の内容の把握」及び「質疑書の検討」のうちの「設計者への確認」及び「工事施工者への通知」
- ・「工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等」のうちの「工事施工者との協議」
- ・「工事監理報告書等の提出」のうち建築基準法に基づく報告書の提出
- ・「工事と工事請負契約との照合、確認、報告」のうちの「工事施工者に対する是正の指示」
- ・「工事請負契約に定められた指示、検査等」のうちの「指示」及び「承認」

- ・「関係機関の検査の立ち会い等」のうち建築基準法に基づく検査書類の作成等

別表 1-1 建築物の類型（告示別添二による建築物の類型）

建築物の 類型	建築物の用途等			
	第1類（標準的なもの）		第2類（複雑な設計等を必要とするもの）	
	第1類に係る 告示の例示	第1類に属する 官庁施設	第2類に係る告示の例示	第2類に属する官庁施設
第一号	車庫、倉庫、立体駐車場等		立体倉庫、物流ターミナル等	防災・除雪・道路管理ステーション等
第二号	組立工場等	艇庫、厩舎・畜舎等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等	
第三号	体育館、武道館、スポーツジム等		屋内プール、スタジアム等	屋内プール等
第四号	事務所等		銀行、本社ビル、庁舎等	事務庁舎、バックアップセンター等
第五号	店舗、料理店、スーパーマーケット等		百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等	展示施設（資料館）等
第六号	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	宿舎、寮	分譲共同住宅等	
第七号	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等		—	
第八号	大学、専門学校等	職業訓練校、海員学校、訓練所等	大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等	研究所、検査所、検疫所、観測所、測候所、監視所、検潮所、射撃場等
第九号	ホテル、旅館等		ホテル（宴会場等を有するもの）、保養所等	保養所等
第十号	病院、診療所等		総合病院等	病院
第十一号	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	療養所、リハビリテーションセンター、視力障害センター等	多機能福祉施設等	労災特別介護施設、社会保険介護老人保健施設等
第十二号	公民館、集会場、コミュニティセンター等	会議場、会館、障害者交流センター	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等	研修所、美術館、博物館等

(注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。

2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

別表 1-2 建築物の類型による標準業務量

建築物の類型	建築物の用途等	計算式・適用範囲 A：業務量(人・時間) S：延面積の合計(m <sup>2</sup> )		一般業務に係る総人・時間数の算出に係る係数					
				設 計			工 事 監 理		
				総合	構造	設備	総合	構造	設備
第一号	第1類	S < 500 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	0.85946	0.4265	0.38765	0.44425	0.15302	0.14488
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 20,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	23.835	7.5619	14.681	35.649	13.279	26.182
			係数 b	0.4741	0.5545	0.434	0.3109	0.3257	0.2098
		20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.061826	0.050866	0.023435	0.012046	0.0054425	0.0021935
			係数 b	1371.6	817.33	611.25	533.97	225.35	165.23
	第2類	S < 1,000 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	1.142	0.32444	0.27028	0.73318	0.10197	0.087533
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 20,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	44.095	7.5619	14.681	88.409	13.279	26.182
			係数 b	0.4741	0.5545	0.434	0.3109	0.3257	0.2098
		20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.11438	0.050866	0.023435	0.029873	0.0054425	0.0021935
			係数 b	2537.5	817.33	611.25	1324.2	225.35	165.23
第二号	第1類	S < 500 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	0.864	0.48489	0.2395	0.70765	0.12068	0.048439
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 20,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	14.652	4.7233	1.1954	79.95	2.4966	0.83381
			係数 b	0.5532	0.6489	0.7707	0.2499	0.5664	0.6529
		20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.097069	0.094696	0.095098	0.011868	0.019299	0.0175
			係数 b	1568	1024.7	565.88	712.47	295.5	186.06
	第2類	S < 1,000 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	1.448	0.39378	0.22125	1.0633	0.1009	0.051817
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 20,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	32.234	4.7233	1.1954	193.48	2.4966	0.83381
			係数 b	0.5532	0.6489	0.7707	0.2499	0.5664	0.6529
		20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.21355	0.094696	0.095098	0.028721	0.019299	0.0175
			係数 b	3449.5	1024.7	565.88	1724.2	295.5	186.06
第三号	第1類	S < 500 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	2.6249	1.0238	0.92718	1.3666	0.44499	0.32787
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 10,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	55.818	46.861	38.963	54.318	133.98	16.743
			係数 b	0.511	0.3921	0.4066	0.413	0.0981	0.3891
		10,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.31564	0.068016	0.067022	0.10067	0.0032442	0.023458
			係数 b	3020.6	1054.5	978.14	1430.8	298.26	368.3
	第2類	S < 1,000 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	2.2042	0.67925	0.62233	0.91777	0.23984	0.22211
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 10,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	65.307	46.861	38.963	54.318	133.98	16.743
			係数 b	0.511	0.3921	0.4066	0.413	0.0981	0.3891
		10,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.3693	0.068016	0.067022	0.10067	0.0032442	0.023458
			係数 b	3534	1054.5	978.14	1430.8	298.26	368.3
第四号	第1類	S < 500 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	2.0329	0.86646	0.63859	0.87156	0.26766	0.11734
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 10,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	70.036	21.041	5.9955	74.988	26.356	0.69605
			係数 b	0.4342	0.4954	0.6513	0.2918	0.288	0.7687
		10,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.16589	0.099913	0.15733	0.032157	0.010771	0.063562
			係数 b	2161.6	1017.7	842.3	780.46	266.3	191.26
	第2類	S < 500 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	3.9889	0.86646	0.63859	1.736	0.26766	0.11734
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 10,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	135.87	21.041	5.9955	145.48	26.356	0.69605
			係数 b	0.4342	0.4954	0.6513	0.2918	0.288	0.7687
		20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.21742	0.070424	0.12355	0.038186	0.0065756	0.054146
			係数 b	5666.1	1434.6	1322.9	1853.5	325.13	325.86
第五号	第1類	S < 300 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	2.9666	0.93741	0.85686	1.9777	0.30224	0.2832
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		300 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 10,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	140.83	24.644	30.268	281.93	20.859	13.956
			係数 b	0.3279	0.4412	0.3907	0.1374	0.2988	0.3603
		10,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.094632	0.063263	0.043214	0.013732	0.0097695	0.013888
			係数 b	1939.7	801.24	673.93	862.08	229.26	246.56
	第2類	S < 300 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	3.8502	0.93741	0.85686	3.953	0.30224	0.2832
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		300 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 10,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	181.67	24.644	30.268	552.58	20.859	13.956
			係数 b	0.3279	0.4412	0.3907	0.1374	0.2988	0.3603
		20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.076613	0.042947	0.028328	0.014802	0.0060089	0.0089137
			係数 b	3140.7	1087.9	883.53	1858.5	282.02	316.52

建築物の類型	建築物の用途等	計算式・適用範囲 A：業務量(人・時間) S：延面積の合計(m <sup>2</sup> )	一般業務に係る総人・時間数の算出に係る係数						
			設 計			工事監理			
			総合	構造	設備	総合	構造	設備	
第六号	第1類	S < 500 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	2.1014	0.97124	0.64999	1.0925	0.26473	0.25329
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 10,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	40.11	19.475	10.918	34.429	3.7726	10.172
			係数 b	0.5291	0.5253	0.5575	0.4517	0.5993	0.4337
		10,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.27745	0.12915	0.10337	0.099672	0.056427	0.023955
			係数 b	2469.4	1167	820.44	1209.9	377.27	312.79
	第2類	S < 1,000 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	2.3642	0.70946	0.48962	1.0678	0.21289	0.17947
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 20,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	61.769	19.475	10.918	48.2	3.7726	10.172
			係数 b	0.5291	0.5253	0.5575	0.4517	0.5993	0.4337
20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.30829	0.092936	0.076065	0.095421	0.042743	0.016178		
	係数 b	5487.4	1679.7	1207.5	2316.5	571.56	422.48		
第七号	第1類	S < 500 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	2.17	0.74245	0.79318	0.90637	0.18477	0.29608
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 20,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	16.716	6.0055	6.6337	4.5694	0.7395	1.623
			係数 b	0.675	0.6737	0.6677	0.748	0.814	0.7504
		20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.45144	0.1598	0.16486	0.28177	0.095405	0.10282
			係数 b	4347.2	1548.1	1640.8	1898.7	436	683.98
第八号	第1類	S < 1,000 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	2.4259	0.52807	0.44617	0.76574	0.19497	0.17254
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 20,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	249.49	11.089	1.8589	108.09	11.053	10.185
			係数 b	0.3307	0.5657	0.801	0.2879	0.4323	0.4285
		20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.1091	0.085024	0.20748	0.026932	0.017281	0.015201
			係数 b	4415.9	1305.5	1031	1332.3	453.87	405.48
	第2類	S < 1,000 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	2.6464	0.52807	0.44617	1.2712	0.19497	0.17254
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 20,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	271.94	11.089	1.8589	177.27	11.053	10.185
			係数 b	0.3307	0.5657	0.801	0.2879	0.4323	0.4285
20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.11891	0.085024	0.20748	0.044169	0.017281	0.015201		
	係数 b	4813.4	1305.5	1031	2184.9	453.87	405.48		
第九号	第1類	S < 1,000 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	1.6875	0.96893	0.66399	0.86007	0.18536	0.19052
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 10,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	40.746	98.496	18.167	120.75	4.8049	8.7172
			係数 b	0.5411	0.3345	0.5261	0.2882	0.5464	0.4637
		10,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.32193	0.071749	0.12155	0.049474	0.040253	0.028934
			係数 b	2730.3	1427.5	1094.9	1221.9	334.16	334.65
	第2類	S < 1,000 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	3.1937	0.96893	0.66399	1.9828	0.18536	0.19052
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 20,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	76.603	98.496	18.167	274.1	4.8049	8.7172
			係数 b	0.5411	0.3345	0.5261	0.2882	0.5464	0.4637
20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.44033	0.045235	0.087517	0.068569	0.029393	0.019951		
	係数 b	7468.9	1800	1576.7	3387.1	488.03	461.51		
第十号	第1類	S < 300 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	3.1223	1.1681	1.0349	1.5576	0.23378	0.24266
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		300 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 10,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	44.05	20.902	8.6156	33.143	7.4333	3.0652
			係数 b	0.5404	0.5059	0.6415	0.4727	0.4451	0.6053
		10,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.34535	0.11165	0.20346	0.12184	0.019954	0.048936
			係数 b	2937.2	1090.4	1137.1	1359.1	248.77	319.1
	第2類	S < 1,000 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	2.4619	0.66447	0.70008	0.99149	0.13687	0.17661
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		1,000 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 20,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	59.467	20.902	8.6156	38.777	7.4333	3.0652
			係数 b	0.5404	0.5059	0.6415	0.4727	0.4451	0.6053
20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.33903	0.079271	0.15869	0.098907	0.013583	0.037223		
	係数 b	5766.8	1548.4	1773.8	2206.6	338.68	485.45		

建築物の 類型	建築物 の用途 等	計算式・適用範囲 A：業務量(人・時間) S：延面積の合計(m <sup>2</sup> )	一般業務に係る総人・時間数の算出に係る係数						
			設 計			工事監理			
			総合	構造	設備	総合	構造	設備	
第十一号	第1類	S < 500 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	2.0767	0.62249	0.64742	1.4728	0.2065	0.30504
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 10,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	14.724	5.779	2.1861	188.3	6.4081	7.0764
			係数 b	0.6885	0.6534	0.8157	0.2246	0.4809	0.5176
		10,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.57535	0.15511	0.32659	0.03347	0.025845	0.043073
			係数 b	2603	822.75	737.88	1155.5	278.99	401.44
	第2類	S < 500 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	3.2666	0.62249	0.64742	3.0848	0.2065	0.30504
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 10,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	22.97	5.779	2.1861	387.89	6.4081	7.0764
			係数 b	0.6885	0.6534	0.8157	0.2246	0.4809	0.5176
10,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b		係数 a	0.89756	0.15511	0.32659	0.068947	0.025845	0.043073	
		係数 b	4060.9	822.75	737.88	2380.3	278.99	401.44	
第十二号	第1類	S < 300 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	2.7675	1.35	0.67659	1.1863	0.34015	0.51456
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		300 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 10,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	21.107	11.82	1.5035	9.06	5.0863	4.7545
			係数 b	0.6488	0.6297	0.8796	0.655	0.5628	0.6355
		10,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.53918	0.24578	0.4363	0.24738	0.051045	0.10525
			係数 b	2918.7	1445.4	597.25	1303	396.54	603.67
	第2類	S < 500 m <sup>2</sup> A = a × S + b	係数 a	3.498	1.1356	0.66346	1.8842	0.28806	0.44555
			係数 b	24	24	24	24	24	24
		500 m <sup>2</sup> ≤ S ≤ 20,000 m <sup>2</sup> A = a × S <sup>b</sup>	係数 a	31.45	11.82	1.5035	16.489	5.0863	4.7545
			係数 b	0.6488	0.6297	0.8796	0.655	0.5628	0.6355
20,000 m <sup>2</sup> < S A = a × S + b	係数 a	0.62981	0.19014	0.40137	0.35447	0.0377	0.081751		
	係数 b	6818.4	2236.4	1098.8	3734.1	585.74	937.8		

別表 1-3 耐震改修設計に関する構造に係る一般業務のうち設計意図伝達業務を除いた業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式 A : 業務人・時間数 S : 床面積の合計 (㎡)		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数
		構造
500 ㎡ ≤ S ≤ 7,500 ㎡	係数 a	3.4765
A = a × S <sup>b</sup>	係数 b	0.6011

別表 1-4 耐震診断一般業務に係る標準業務人・時間数

適用規模及び算定式 A : 業務人・時間数 S : 床面積の合計 (㎡)		一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数
500 ㎡ ≤ S ≤ 7,500 ㎡	係数 a	21.052
A = a × S <sup>b</sup>	係数 b	0.4179

別表 2-1 改修工事の設計に係る図面 1 枚毎の複雑度

図面の複雑度			複雑度に係る係数	図面の複雑度			複雑度に係る係数
建 築	A	簡 易	0.6	設 備	A	簡 易	0.6
	B	標 準	1.0		B	標 準	1.0
	C	複 雑	1.4		C	複 雑	1.4

(注) 図面の複雑度の「標準」とは、改修工事の設計に係る平均的な図面に係るものをいう。



別表 2-2 設計業務に関する業務細分率

業務内容の項目	延面積		五百	七百	千平	千五	二千	三千	五千	七千	一万	一万	二万	
	平方	平方	平方	平方	平方	平方	平方	平方	平方	平方	平方	平方	平方	
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	
基本設計に関する業務細分率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
		(ii) 設計条件の変更等の場の協議	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01
		(ii) 建築確認申請に係る関係期間との打合せ	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0.02	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.06	0.08	0.08
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 基本設計図書の作成		0.08	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
	(6) 概算工事費の検討		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	(7) 基本設計内容の建築主への説明等		0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01
実施設計に関する業務細分率	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.43	0.41	0.41	0.4	0.38	0.37	0.34	0.33	0.32	0.3	0.29	0.29
		(ii) 建築確認申請図書の作成	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	(5) 概算工事費の検討		0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	
設計意図の伝達に関する業務細分率	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	

別表 2-3 工事監理業務に関する業務細分率

業務内容の項目	延面積		五百	七百	千平	千五	二千	三千	五千	七千	一万	一万	二万
			平方	五十	方メ	百平	平方	平方	平方	平方	平方	平方	平方
				メートル	平方	メートル	方メ	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
工事監理に関する業務細分率	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計と書の内容の把握	0.03	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08
		(ii) 質疑書の検討	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0.1	0.1	0.11	0.12	0.13	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		0.19	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08
(6) 工事監理報告書等の提出		0.04	0.04	0.04	0.05	0.05	0.06	0.06	0.07	0.07	0.08	0.08	
工事監理に関するその他の業務に関する業務細分率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		0.04	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(2) 工程表の検討及び報告		0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.03	0.03
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02
	(6) 関係機関の検査の立会い等		0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	
	(ii) 最終支払い請求の審査	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	

別表 2-4 設計業務に関する項目別対象外業務率

	業務項目		対象外業務率
			範囲
基本設計に係る対象外業務率	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0~0.4
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0~0.4
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0~0.2
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0~0.4
	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		0~0.4
	(3) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	0~0.4
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	0~0.2
	基本設計図書の作成		0
	概算工事費の検討		0~0.2
	基本設計内容の建築主への説明等		0
実施設計に係る対象外業務率	(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0~0.4
		(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	0~0.4
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	0~0.2
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	0~0.4
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	0~0.4
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0~0.2
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	0~0.2
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0
		(ii) 建築確認申請図書の作成	0
	概算工事費の検討		0~0.2
実施設計内容の建築主への説明等		0	
設計意図伝達に関する業務	設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		1
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		1

別表 2-5 工事監理達業務に関する項目別対象外業務率

	業務項目		対象外業務率
			範囲
工事監理に係る対象外業務比率	(1) 工事監理方針の説明	(i) 工事監理方針の説明	0
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	0
	(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	0~0.3
		(ii) 質疑書の検討	0~0.3
	(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	0
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	0
	工事と設計図書との照合及び確認		0
工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		0~0.3	
工事監理報告書等の提出		0~0.1	
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務率	請負代金内訳書の検討及び報告		1.0
	工程表の検討及び報告		0
	設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		0
	(1) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	0~0.4
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	0~0.1
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	0
	工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		1.0
関係機関の検査の立会い等		0~0.2	
(2) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	1.0	
	(ii) 最終支払い請求の審査	1.0	

別表 2-6 工事監理業務における完成図の確認に係る追加業務率

延面積 対象	五百平方メートル	七百五十平方メートル	千平方メートル	千五百平方メートル	二千平方メートル	三千平方メートル	五千平方メートル	七千五百平方メートル	一万平方メートル	一万五千平方メートル	二万平方メートル
建築工事	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005	0.006	0.007	0.007	0.008	0.009	0.009
設備工事	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.007	0.007	0.008	0.008	0.009	0.009

(注) 表中の数字は別表 1 に掲げる建築物の類型、面積に応じて別表 2 に掲げる算定式により算定した建築工事（総合及び構造）又は設備工事に係る工事監理に係る業務量に対する比をそれぞれ表す。

## (参考) 耐震診断・補強計画策定業務の算定方法旧基準

### 第1 基本事項

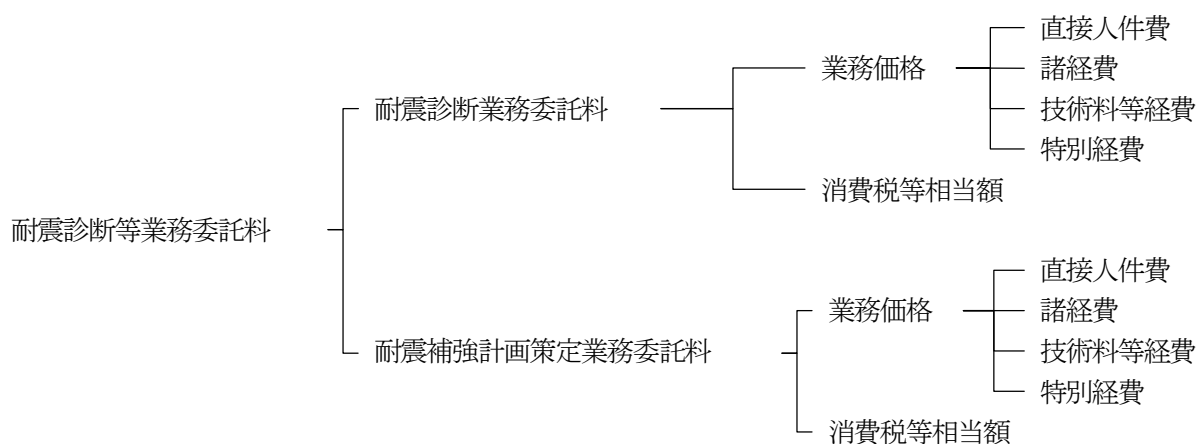
この章で示す基準は、鳥取県が発注する既存建築物の耐震診断業務又は耐震補強計画策定業務を委託する場合の業務委託料算定に用いる。

この場合において、直接人件費、諸経費、技術料等経費及び特別経費には、消費税等に相当する額は含まないものとする。

なお、大規模空間構造（500㎡以上）、混構造又は応答解析を必要とする構造など特殊な構造物に係る業務にあつては、この基準によらず、見積もり等実状に応じて算出するものとする。

### 第2 耐震診断等業務委託料の算定

#### 1 耐震診断等業務委託料の構成



#### 2 耐震診断等業務委託料を構成する費用の内容

第1章第2の2に準ずる

#### 3 耐震診断等業務委託料を構成する費用の算定

##### (1) 直接人件費

直接人件費は、当該委託業務に直接従事する技術者の業務人・日数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。

$$(\text{直接人件費}) = (\text{標準業務人} \cdot \text{日数}) \times (\text{直接人件費単価}) \times (\text{難易度})$$

業務人・日数は、設計業務共通仕様書及び特記仕様書に記載する業務の履行に当たって必要となる技術者の労務の数量をいい、「4 業務人・日数の算定」により算出する。

直接人件費単価は、通常的设计では国土交通省で公表している「設計業務委託等技術者単価」における「技師C」の基準日額とする。

##### (2) 諸経費

諸経費は、次式により算定する。

$$(\text{諸経費}) = (\text{直接人件費}) \times (\text{諸経費率})$$

なお、諸経費率は92%とする。

##### (3) 技術料等経費

技術料等経費は、次式により算定する。

(技術料等経費) = { (直接人件費) + (諸経費) } × (技術料等経費率)  
 なお、技術料等経費率は、20%を標準とする。

(4) 特別経費

ア 試験費

対象建築物の劣化状況など目視による状況調査に係る人件費及び経費は直接人件費に含まれるが、主に以下の内容を特別に追加して調査、検討を行う場合は別途積上げ加算する。

項目	積み上げ加算する内容
コンクリート圧縮試験	コンクリートコア抜き、圧縮試験費、補修費
コンクリート中性化試験	試験費 (コンクリートコアサンプルで行う)
鉄筋かぶり厚さ調査	調査費 (研りを含む)、補修費
超音波探傷試験 (鉄骨造)	試験費、仮設足場設置費

イ 建築設備等非構造部材の耐震性調査

対象建築物の外装仕上げ材、その他建築に付属する設備機器類等非構造部材の具体的、個別の耐震性能の評価に関する調査費、経費は耐震診断に含まれていないので別途積み上げ加算とする。

ウ 耐震診断等評価手数料

診断結果、補強計画について学識経験者等で構成された専門機関の審査が必要となる場合は、各専門機関が定める評価手数料を別途積み上げ加算する。

(参考) 鳥取県建築士設計事務所協会「鳥取県耐震診断等評定委員会」による審査手数料

(単位：円) 税込み

構造	延べ面積	耐震診断	耐震改修	総合評定
鉄骨造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	500 m <sup>2</sup> 未満	100,000	100,000	150,000
	500 m <sup>2</sup> 以上3,000 m <sup>2</sup> 未満	200,000	200,000	300,000
	3,000 m <sup>2</sup> 以上5,000 m <sup>2</sup> 未満	250,000	250,000	375,000
	5,000 m <sup>2</sup> 以上	300,000	300,000	450,000
鉄骨造体育館	1,000 m <sup>2</sup> 未満	150,000	150,000	225,000
	1,000 m <sup>2</sup> 以上	200,000	200,000	300,000
	標準架構以外	事前協議による		

注1) 上記手数料額は消費税等相当額を含む。

注2) 総合評定とは耐震診断評定と耐震改修計画の両方を同時に評定する場合。

注3) エキスパンションジョイントが設置されている場合はそれぞれ、別棟の扱いとし、1棟ごとの申請とする。

注4) 鉄骨造体育館の標準架構とは、文部科学省官房文教施設部の屋内運動場等の耐震性能診断基準による架構形式をいう。

(5) 消費税等相当額

消費税等相当額は、次式により算定する。

なお、次式中の業務価格には(4)ウの耐震診断等評価手数料を除く。

$$(\text{消費税等相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税等率})$$

4 業務人・日数の算定

(1) 業務人・日数の算定

ア 耐震診断業務

耐震診断業務に係る標準業務人・日数は、二次診断を標準として次式による。

なお、対象建物の棟数が複数ある場合(エキスパンションジョイント等により構造上、別棟扱いする場合を含む。)の標準業務人・日数は、原則として棟ごとに算出したものの総和とする。

一次診断を行う場合にあつては次式に0.6を、三次診断を行う場合にあつては1.4を乗じて得られた数値とする。

$$\text{標準業務人・日数} = 2.6211 \times \text{延床面積}^{0.2911}$$

イ 耐震補強計画策定業務

耐震補強計画策定業務に係る標準業務人・日数は、次式による。

$$\text{標準業務人・日数} = 3.3025 \times \text{延床面積}^{0.2911}$$

なお、この標準業務人・日数は各階、XY方向に耐震補強壁が分散配置される場合を想定したものであり、診断の結果、明らかに補強量が僅少となることが想定されるなど業務量が極めて少ない場合にあつては、見積もり等実状に応じて算定する。

(2) 難易度

難易度は、次のアからエに掲げる設計条件による個別難易度を乗じて得られた値とする。

$$\begin{aligned} \text{(難易度)} &= \text{(図面の有無による難易度)} \times \text{(構造難易度)} \times \text{(階数難易度)} \\ &\quad \times \text{(建物形状難易度)} \end{aligned}$$

ア 図面の有無による難易度

区分	個別難易度
構造図及び意匠図あり	1.0
意匠図のみあり (構造図なし)	1.25
設計図書なし	1.5

イ 構造難易度

区分	個別難易度	
鉄骨鉄筋コンクリート造	1.1	
鉄筋コンクリート造	ラーメン	1.1
	壁式	1.0
鉄骨造	1.2～1.5	
木造	0.9	
簡易建物 (プレハブ等)	0.9	

ウ 階数難易度

区分	個別難易度
1～3階建	1.0
4階以上	1.1～1.25

エ 建物形状難易度

区分	個別難易度
単純 (整形)	1.0
複雑 (吹抜有り等)	1.1～1.25